

床矯正治療を検討されている患者様へ

- 1 歯列矯正には様々な治療法があります。「床矯正治療」はその中の一つです。他の矯正治療法に関しては、他の矯正専門医や歯科医院にお問い合わせください。
- 2 床矯正治療は、患者様本人の噛むなどの「機能」を改善することを通じて、歯並びを良くしようという治療法です。そのため、次のような特性があります。
 - ①患者様が比較的低年齢の時期に効果が期待できます。
 - ②効果を上げるうえで、患者様自身の日々の生活習慣の改善、器具の使用に加えて、これに対するご家族の指導及び協力が必要不可欠です。
 - ③治療には、患者様の歯列の状態等に応じて、「床矯正装置」と呼ばれる複数の器具を使用します。器具は、1つずつ段階的に使用し、期待する効果が認められた後に、次の器具への切り替えを行います。
 - ④矯正治療は虫歯の治療などと違い、治療には長い期間が必要です。患者様の体質や歯列の状態に加えて、上記の生活習慣や指導・協力によっても異なりますが、期待する効果が認められるまで1つの器具について最低でも半年程度は必要です。「床矯正装置」の種類及びその具体的な使用方法に関しては、お渡しした「床矯正治療のはじめかた」に詳しく記載されています。患者様と一緒に、よくお読みください。分からないところ、疑問を持ったことがあれば、遠慮なくご質問ください。
- 3 上記の特性に関連して、次のことにご留意ください。

床矯正治療を行っている間は、他の治療法で歯列矯正を行うことができません。どの治療法を選択するか、慎重にご検討ください。期待する効果が認められないときは、床矯正治療を中止し、他の治療法に変更することもあります。

患者様の意思で治療を中止することもできます。ただし、この場合その時点である程度矯正の効果が認められていても、後日元の状態に戻る可能性があります。また、後になって治療を再開しても、当初期待された効果が認められないことや、効果が認められるまでに当初よりも長い期間が必要となることがあります。

いったん矯正治療の効果が認められても、第二次的徴その他患者様の成長に伴って更なる治療（例えば、別の種類の器具の使用、抜歯など）が必要となることがあります。
- 4 また、これは他の矯正治療についてもいえることですが、治療の効果は、患者様の先天的な要因（例えば、骨格の形態やその成長、歯の大きさなど）による影響を受けざるをえません。そのため、治療を行っても所期の効果が認められない、あるいは、限定的な効果にとどまるケースもあります。
- 5 期待した効果が認められなかった場合でも、それまでの治療に要した医療費の返還には応じることはできません。また、装置が破損その他の理由によって治療に適さない状態となり、装置の新製が必要な場合、これに要する費用は患者様のご負担になります。

患者様の成長に伴って、更なる治療が必要となった場合の医療費についても同様です。

- 6 以上の内容についてご理解をいただいたうえで、床矯正治療を受けられるかご判断ください。

平成 年 月 日 歯科医院名

歯科医師名

同意書

上記の説明を聞いて、その内容を理解しました。
渡された「床矯正治療のはじめかた」についても、患者と一緒に読み、その内容を理解しました。
そのうえで、床矯正治療を行うことに同意します。

平成 年 月 日 患者氏名

保護者氏名

同意にあたっての質問事項等

※